

北海道高等学校体育連盟登山専門部規約

第1章 名称及び組織

第1条 この部は北海道高等学校体育連盟登山専門部といい、道内の高校の登山部顧問を持って組織する。

第2章 目的

第2条 この部は北海道高等学校体育連盟（以下「道高体連」という）の規約に基づき、北海道体育協会及び関係団体と関係を密にし、高校における登山活動の普及推進・安全登山に向けての技術向上及び各校の融和と親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第3条 この部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 高校登山大会
2. 登山、キャンプ等の野外活動に関する講習会
3. 安全登山と野外活動の調査・研究
4. その他、目的達成に必要な事業

第4章 役員

第4条 この部に次の役員を置く。

1. 部長 1名
2. 副部長 若干名
3. 委員長 1名
4. 副委員長 若干名
5. 会計 1名
6. 各支部の委員 1名
7. 部長指名委員 若干名
8. 監査委員 1名

第5条 委員を除く役員は専門委員会で選出する。

第6条 部長、専門委員長は道高体連理事会を経て、道高体連会長が委嘱する。

第7条 6条を除く委員は部長が委嘱する。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 役員の補充任期は前任者の残りの期間とする。

第5章 会議

第10条 専門委員会（総会）は、第4条の役員によって構成し、予算・決算および事業等の重要事項を審議する。

2. 専門委員会は、部長が招集し5月と翌年の2月に開催する。

3. 部長は、必要に応じて臨時専門委員会を招集することができる。

第11条 会議は第4条の役員の半数以上の出席によって成立する。

第6章 会計

第12条 この部の経費は、道高体連の予算及び加盟分担金、その他をもって当てる。

2. 加盟分担金は、1校当たり10,000円とし、毎年6月末日までに納入するものとする。

第13条 この部の経費は、専門部の運営に充てるほか、次の各項に充てる。

2. 全国高等学校体育連盟への加盟各校の納入金
3. 道高体連の登山大会当番校への安全対策費
4. 道高体連の登山大会当番校への運営費補助
5. 緊急時費用積立と補助
6. その他、総会で必要と認められたもの

第14条 この部の会計は監査を経て専門委員会（総会）で承認を得なければならない。

第15条 会計監査に関する帳簿は5年間保管する。

第7章 事務局

第16条 この部の円滑な運営のために事務局を置く。

付則

- ・この規約の改廃は専門委員会（総会）の議決を経なければ変更できない。
- ・この規約は平成26年2月7日から施行する。
- ・平成30年5月11日一部改正